

第 1 回 医 療 政 策 研 修 会 第 1 回 地 域 医 療 構 想 ア ド バ イ ザ ー 会 議	資 料
令 和 2 年 1 0 月 9 日	1 - 2

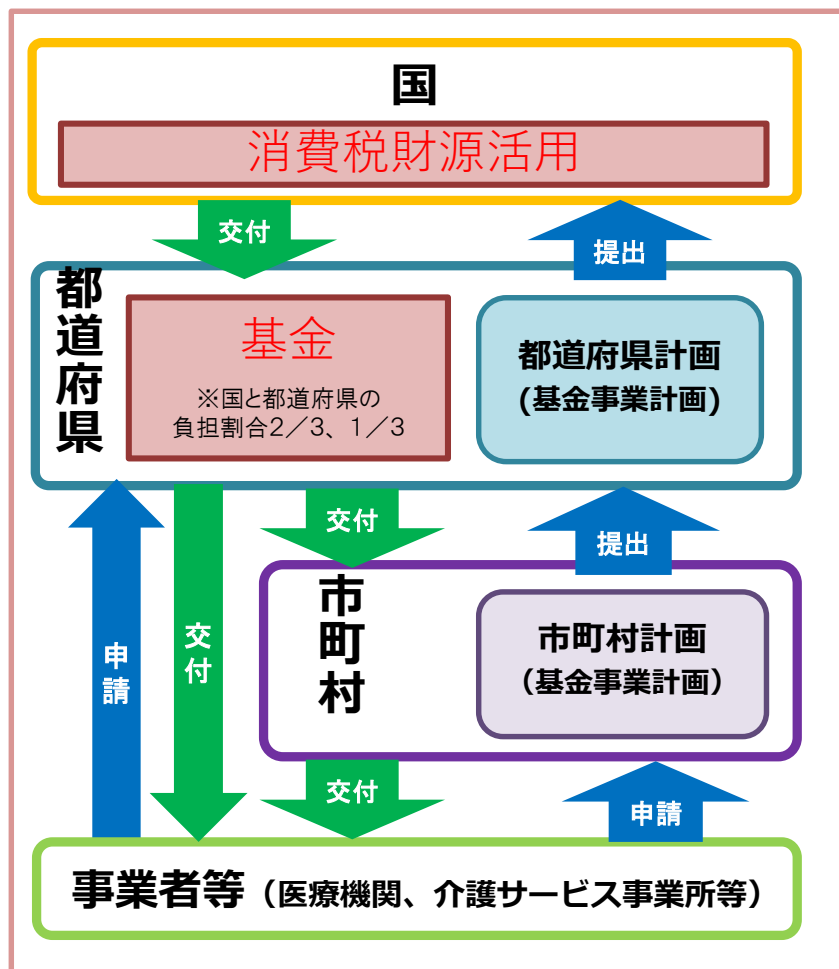
令和 3 年度概算要求の概要

(地域医療構想の実現に向けた取組の推進関係)

地域医療介護総合確保基金（医療分）

令和3年度概算要求額:公費 1,194億円
(国費796億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

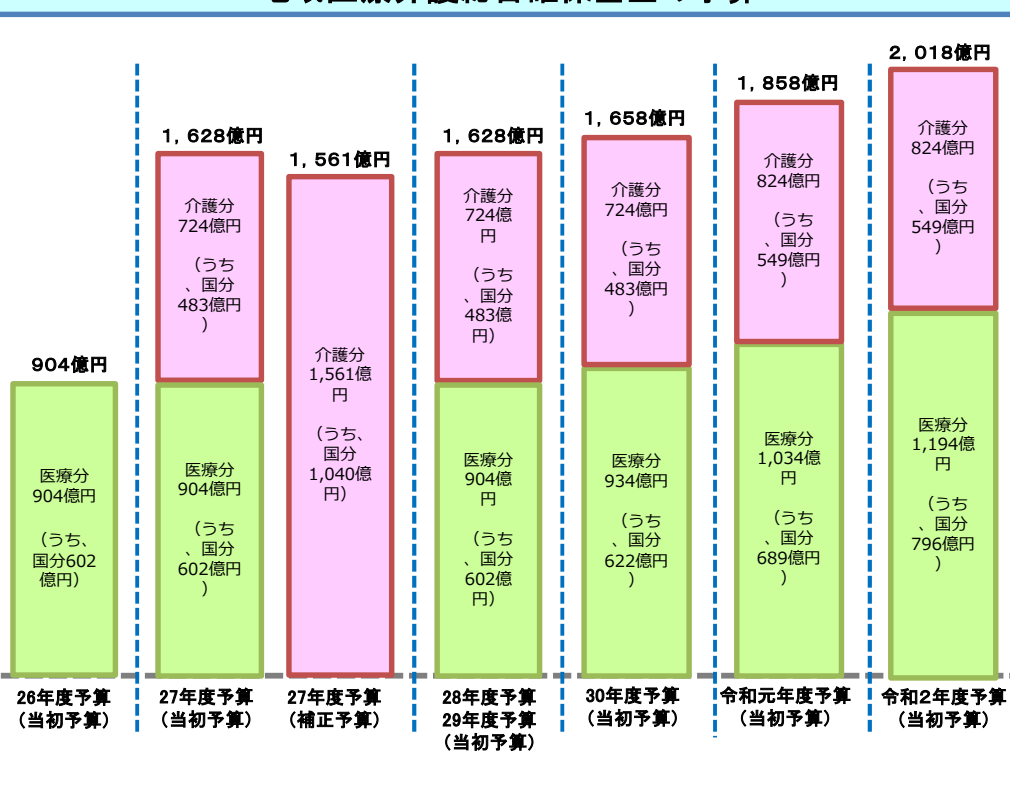
地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金(医療分)の令和3年度概算要求について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金(医療分)の令和3年度概算要求額は、**公費ベースで1,194億円(うち、国費分796億円)**を要求。
※事業区分間の予算額の見直し要求含む。

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業 (地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 (R2年度より追加)

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

今後のスケジュール(案)

- 9月 都道府県へ内示(1回目)
2次募集
- 12月以降 都道府県へ内示(2回目)

病床機能再編支援事業（仮称）について

令和3年度要求額：事項要求（令和2年度：84億円）

- 地域医療構想の実現を図る観点から、病床再編や、統廃合により病床を廃止する際の財政支援を実施する。
【補助スキーム：定額補助（国10/10）】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床再編支援を実施する。

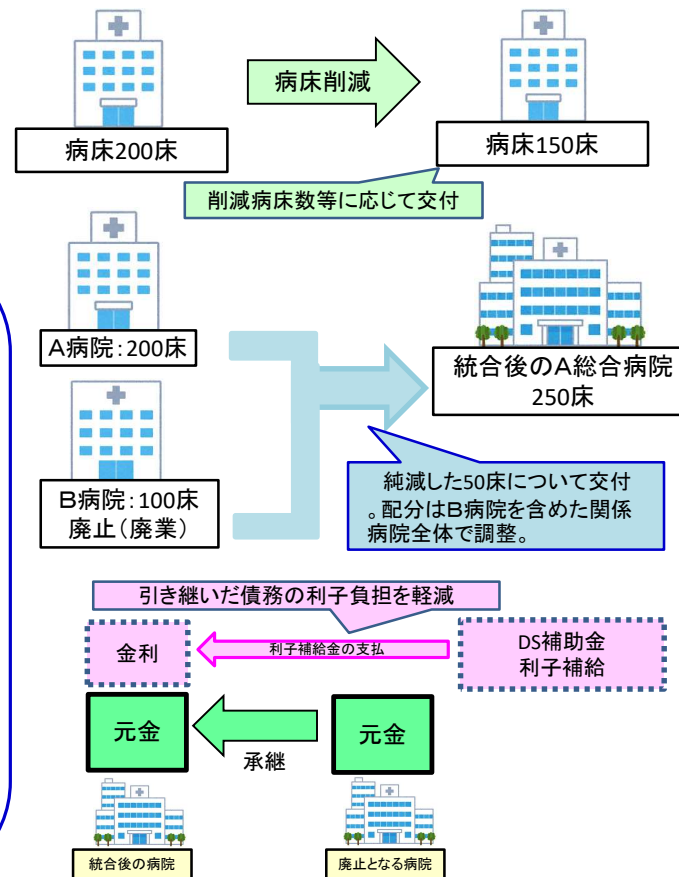
「病床削減」に伴う財政支援

稼働病床より病床を削減した病院等（統廃合により廃止する場合も含む。）に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付。
※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。

「統廃合」に伴う財政支援

【**統合支援**】統廃合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合の
コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）。
※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。

【**利子補給**】統廃合を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統廃合後残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付。
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。
※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。



地域医療介護総合確保基金の活用と新たな病床機能の再編支援の整理

- 地域医療構想を推進するため、地域医療介護総合確保基金（区分Ⅰ：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）により財政支援（国：2/3、都道府県1/3）を行っている。
- 令和2年度においては、新たな病床機能の再編支援として、全額国費による事業を創設（令和3年度以降においては、消費税財源による事業とするための法改正を行った上で「病床機能再編支援事業（仮称）」として実施）。
- 今後は地域医療介護総合確保基金と新たな病床機能の再編支援の組み合わせにより再編統合案件に対する支援額の規模を拡大するとともに、財政支援の死角を無くし、地域医療構想の推進を加速化する。

支援策

新たな病床機能の再編支援 (令和2年度全額国費84億円)

① 病床削減に伴う財政支援

病床削減した病院等に対し、削減病床数等に応じた支援

② 統廃合に伴う財政支援

(ア) 統廃合を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するための支援

※関係病院全体へ交付し、配分は病院間で調整
※重点支援区域については一層手厚く支援

(イ) 統合に伴って引き継がれる残債を、より長期の債務に借り換える際の利払い費の支援

※①②ともに稼働病床の10%以上削減することが条件

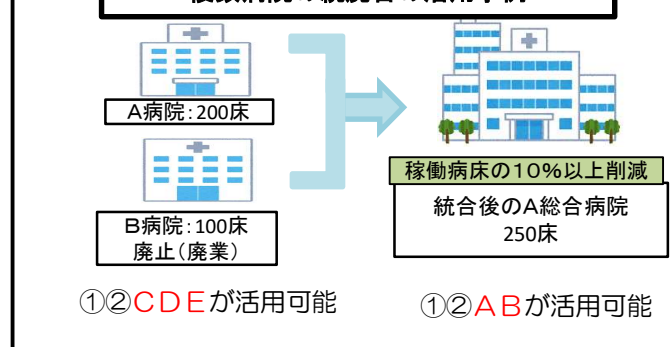
確保基金では対処できない課題について対処

地域医療介護総合確保基金(令和2年度公費560億円(区分Ⅰ))

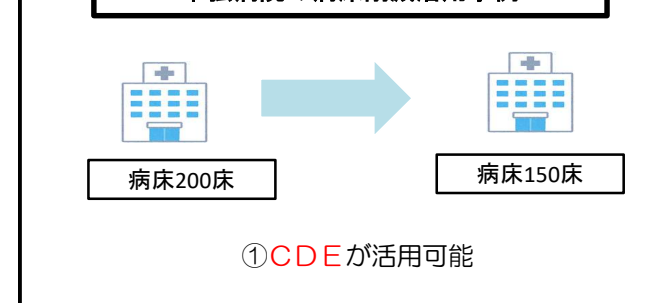
- A 再編統合に伴い必要となる施設・設備整備費
- B 再編統合と一体的に行う宿舎・院内保育所の施設整備費
- C 急性期病床から回復期病床等への転換に要する建設費用
- D 不要となる建物（病棟・病室等）・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失
- E 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

施設・設備の整備に係る費用が基本

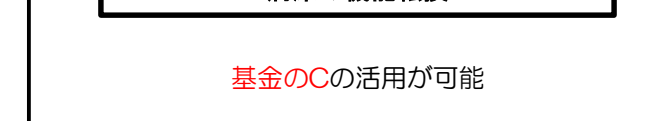
複数病院の統廃合の活用事例



単独病院の病床削減活用事例



病床の機能転換



医療機能の分化・連携に向けた具体的対応方針に対する病院支援事業

令和3年度概算要求額

200,000千円（令和2年度予算額 89,531千円）

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年の地域医療構想の実現に向け、国から都道府県に対し公立・公的医療機関等が策定した医療機能の分化・連携に向けた具体的対応方針の再検証等を求めているところ。
- 今後、再検証等の取組において具体的対応方針を見直し、医療機能の移管や、医療機関同士の再編統合の取組を実施していくこととなるが、医療機関間の勤務環境、給与体系、一時的な収益減少等の調整が障壁となる。
- また、2024年の医師の働き方改革を踏まえると、医師の時間外労働を縮減し、地域において効率的な医療提供体制を構築し、医療従事者を効果的かつ効率的に配置する必要がある、これまで以上に高度な調整を要することが見込まれる。
- 特に、国が設定する重点的に支援する区域（重点支援区域）については、都道府県と連携し、再編統合の方向性等について直接助言することとしており、適切な助言を行うために必要な事項の整理やデータの分析を行うとともに、再編・統合の調整過程で発生した課題に迅速に対応していく必要がある。
- 今後も重点支援区域を拡充し、今後も2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、国による助言や集中的な支援を行っていくこととしている。

事業内容

- 重点支援区域の医療機関の再編等の方向性の検証等のための勤務環境や給与体系及び一時的な収益の減少等の調査分析
- 重点支援区域の国、都道府県及び医療機関による分析手法等の意見調整の場の設置
- 医療機関との相談窓口を設置し、再編統合の際に必要な対策のための基礎資料（財務シミュレーション、統合した際のデメリットを縮小するための諸施策の立案、人材統合のための研修、人事配置等の対策等）の作成に関する助言

<重点的に支援する区域の事業のイメージ> ①データの提出、再編統合の方向性等の相談



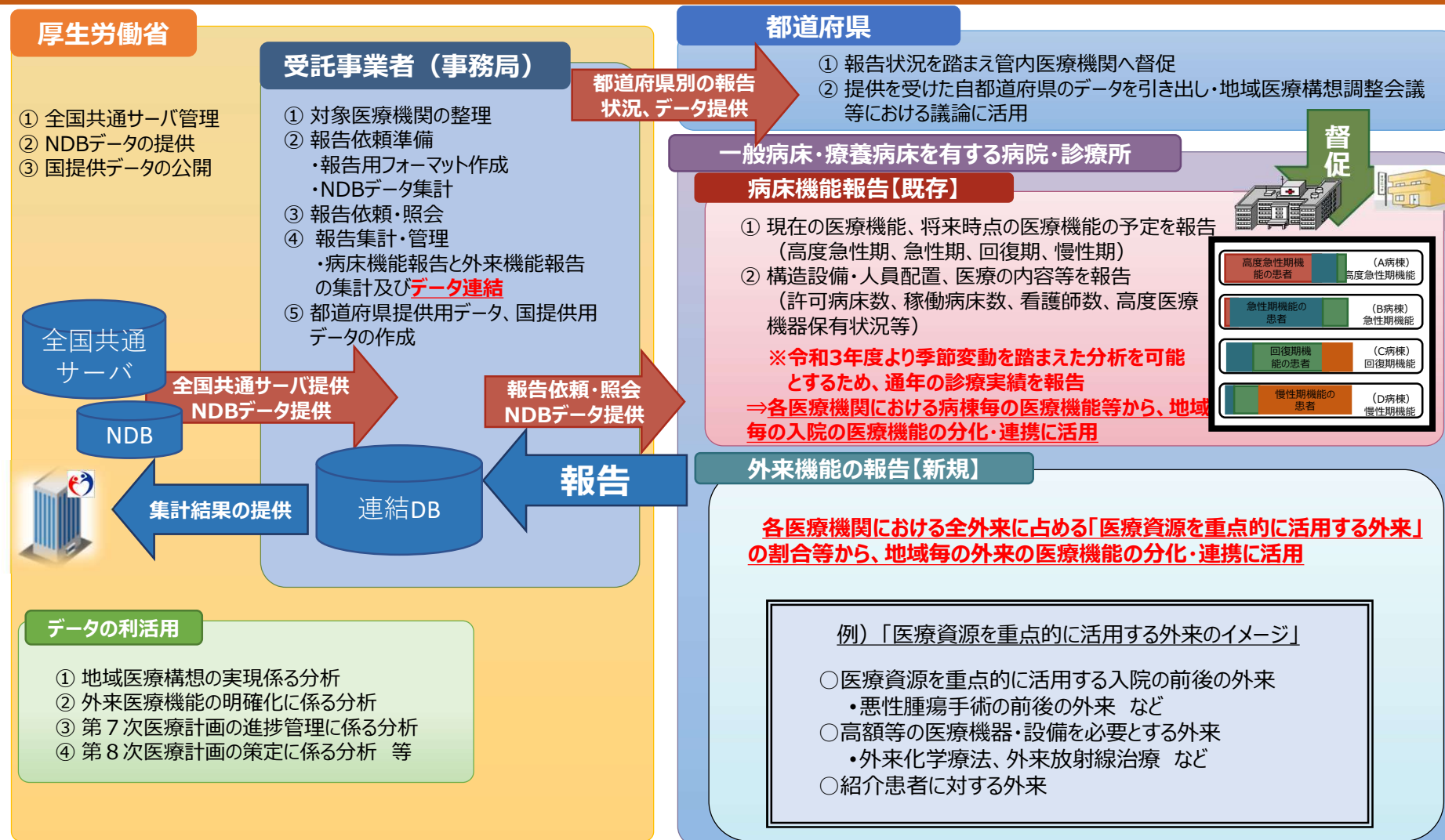
②基礎資料の提供や再編統合の方向性等の直接的な助言

入院・外来機能の分化・連携推進に向けたデータ収集・分析

令和3年度概算要求額

380,000千円（令和2年度予算額 80,100千円）

病床機能の分化・連携の促進に向けた病床機能報告を引き続き実施するほか、外来機能の分化・連携の取組に向け、必要なデータ収集・分析を行う。「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実現、第8次医療計画（医師確保計画・外来医療計画を含む）の策定等に活用。



かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業

現状・課題

令和3年度概算要求額: 事項要求(0円)

- かかりつけ医機能は、患者中心の医療、継続性を重視した医療、地域の特性に応じた医療等の実践により、身近で頼りになる医療を提供する機能とされている。(※ 日本医師会、病院団体による定義)
- 現在、医療関係団体を中心に、医師のかかりつけ医機能強化のための取組が行われている。
- 2022年にかけて段階の世代が75歳以上の高齢者となる中で、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病を抱えるなどの特徴を持つ高齢者医療のウエイトがますます高まっていく。
- また、感染の拡大が認められた新型コロナウイルス感染症は、高齢者・基礎疾患を有する者で重症化するリスクが高いと報告されており、生活習慣病等に対する質の高い医療を提供するためのかかりつけ医機能のニーズは高まっている。

事業内容

かかりつけ医機能を活用している仕組みの構築

● かかりつけ医機能の強化・活用に関する好事例の収集、効果検証

(例)

- 各医療関係団体等によるかかりつけ医機能強化のための取組に係る情報
- かかりつけ医機能に関する研修受講者のフォローアップ等に係る情報収集
- かかりつけ医機能に関連する政策、エビデンスの収集
- 新型コロナウイルス感染症にかかりつけ医機能を有効活用した事例に係る情報収集

● かかりつけ医機能の強化・活用に係る取組の横展開

- 好事例同士の交流や、好事例の横展開を実施
- 横展開の効果に係る情報収集
- かかりつけ医機能に係るモデル事業を実施

● 専門家による評価今後の取組への提言

- 収集した情報を専門家が評価、効果検証
- 普及すべき好事例・取組を抽出し、今後の政策に向け提言



期待される効果

- かかりつけ医機能の強化・活用に向けた取組が具体化され、今後の取組が推進される。
- 患者が求める良質な医療がかかりつけ医機能により効率的に提供されることにつながる。
- 生活習慣病等に対する質の高い医療が提供されることで、結果的に新型コロナウイルス感染症による影響が抑えられる。

地域医療構想・医師偏在対策の一体的な推進に向けた都道府県支援

令和3年度概算要求額 79,170千円(79,170千円)

- 地域医療構想の実現に向け、平成30年度までに策定された公立・公的医療機関等に係る「具体的対応方針」について、診療実績データの分析を行い、民間医療機関では担えない機能に重点化されるよう見直した上で、着実・円滑に機能転換等の取組を進めていくこととなる。
- 加えて、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年7月18日可決、成立）により、新たな医師確保対策として、都道府県における医師確保計画及び外来医療機能の分化・連携の方針等に沿って取組を実施することとしており、地域医療構想を踏まえた医療機能の集約化と医師確保対策の整合性を図りながら、一体的に取組を進めていくことが求められている。
- それぞれの施策について、整合性を確保しながら実効的に進めていくため、都道府県における医療行政人材の育成や、情報分析、施策の企画立案等を支援していく必要がある。

※「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第2次中間取りまとめ」（平成29年12月21日）においては、「厚生労働省においては、都道府県がより実効的な医療政策を講じることができるよう、研修の実施や人事上の配慮等について、都道府県の人材育成が進むような適切な対応を検討すべき」とされている。

地域医療構想・医師偏在対策推進事業

- ▶ 地域医療構想の達成、医師偏在対策の推進、在宅医療の推進に向けた**最新データの分析支援**
 - ・ **地域医療構想の実現**に向けた**医療機関の診療実績等の分析**、
 - ・ **医師偏在対策**にかかる**指標データ**の作成、
 - ・ **5疾病5事業**に係る地域ごとの**診療実績データ**の収集、
 - ・ **在宅医療の推進**に向けた**サービスの利用動向データ**の収集 等
- ▶ 都道府県の施策の企画立案を支援する**人材（＝アドバイザー）の育成**による**課題解決・企画立案作業の支援**
 - ・ 都道府県職員研修・アドバイザー会議の定期的な開催による情報・ノウハウの共有
 - ・ ポータルサイトの運営による情報発信の一元化 等